

会州一蔵（仮称：寛永蔵）の保存・利活用について

【事業目的】

1. 街なかの貴重な資源である「歴史的景観指定建造物」の保存・利活用
2. 街なかに不足する“ちょっと気軽に休める場”として軽飲食を提供し、

- 地域住民の憩いの場、交流の場
- 買物客や観光客の休憩の場や情報発信の場
- 高齢者や学生、多様な世代との交流の場

を整備することにより、多様な世代の交流が生まれ、イベントとの相乗効果や隣接する商業施設（コープあいづ）との連携により、更なる集客による賑わいの創出を図る。

また、街なかに不足している“趣味・学習の発表の場”を、歩いて行ける身近な場所に整備し、生涯学習の機会を享受できる環境を提供するとともに、同じ趣味を持つ方々の発表活動を支援し、交流によるコミュニティの醸成に寄与するものである。

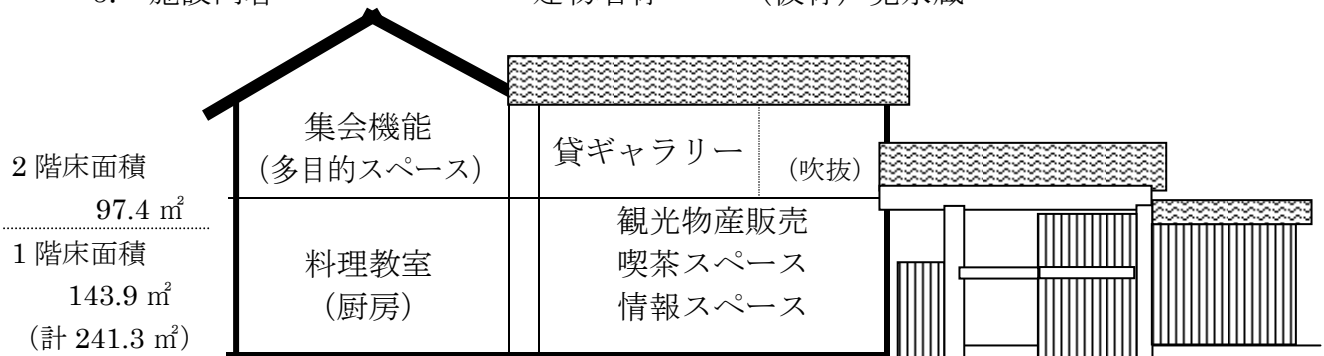
【事業概要】

1. 活用する補助事業：福島県商店街活性化事業（県単補助：補助率1／2）

2. 事業費 （単位：円）

事業種目	補助事業に要する経費	補助対象経費	財源内訳		備考
			県補助金	自己資金	
改装費	56,100,000	56,100,000	28,050,000	28,050,000	

3. 施設内容 建物名称・・・（仮称）寛永蔵



その他付帯施設・・・駐車場（14台収容、融雪装置有り）

4. 事業主体：株式会社まちづくり会津
5. 事業期間：平成19年3月31日（予定）

会津若松市歴史的景観指定建造物（H11年3月1日指定）

建築概要 階数／2 外観／和
 構造／木、土蔵、塗り込め
 屋根／切り妻、瓦葺き
 外観／漆喰

建築年 江戸（設計者・施工者 不明）

特徴等 江戸時代からの蔵を改造。もとは茅葺き屋根の構造になっていたが、戦争時の空襲などによる火災を防ぐために、後から瓦葺きに直している。

その他 平成7年度美しい会津若松景観まもる賞



[経過]

平成 18 年 4 月 10 日 ～4 月 17 日	入札期間
4 月 28 日	生活協同組合コープあいづ（喜多方市）にて落札
5 月 26 日	生活協同組合コープあいづに対して、当該物件が「歴史的景観指定建造物」であることから、また、まちなか観光の拠点として重要な資源であることなどを説明し、建物保存への協力要請を行う。 改修しての利活用に対しては、国・県補助制度があることを説明
6 月 5 日	国・県補助を活用に当たり、補助事業の主体者としてコープあいづが該当せず、TMOである㈱まちづくり会津が主体者として申請を行うことの了解を得る。
6 月 26 日	国補助「少子高齢化等中小商業活性化支援事業」補助要望
7 月 19 日	国より「不採択」との通知有り。 事業内容がハード主体であり、当該補助の目的（ソフト事業支援）に合致しないため
8 月 1 日	県補助「商店街活性化事業補助金」の活用について、県商業まちづくりグループと事前協議
8 月 10 日	県補助「福島県商店街活性化事業」要望に向けた事前協議 (㈱まちづくり会津+市)
8 月 15 日	県補助要望に向けた事前協議（市+コープあいづ） ・補助金以外の資金手当について ・日常の管理、警備対応について
8 月 18 日	県補助要望事前協議・事業計画書提出（会津地方振興局）
8 月 31 日	計画協議（㈱まちづくり会津+コープあいづ+市）
9 月 1 日	計画協議（㈱まちづくり会津+コープあいづ+市）
9 月 6 日	利活用に関するワークショップの開催 (㈱まちづくり会津+コープあいづ+博労町通り+商工会議所+市)
9 月 16 日	県補助要望提出（会津地方振興局）
10 月 12 日	県補助審査会開催（県商業まちづくりグループ） ※補助採択との電話連絡有り
10 月 19 日	設計協議（㈱まちづくり会津+コープあいづ+市）
10 月 26 日	資金計画に対する協議（㈱まちづくり会津+コープあいづ+市）
10 月 31 日	設計審査（会津地方振興局）
11 月 8 日	設計審査（会津地方振興局）
11 月 14 日	設計審査（県商業まちづくりグループ+県営繕グループ）
11 月 15 日	設計協議（㈱まちづくり会津+設計者+市） ※設計審査終了後に補助申請手続き

[福島県商店街活性化事業]

平成 18 年度新規事業

1. 事業の目的

歴史的街並みを活かした地産地消をテーマにした商店街づくりなど、独創的で柔軟な発想に基づく特定のテーマを持った商店街づくりを支援し、中心市街地の一層の活性化に寄与することを目的とする。

2. 事業の概要

事業対象者	商店街振興組合、事業協同組合又は事業協同小組合、商工会、商工会議所、商店街組合、特定会社、公益法人（市町村が出資している法人に限る。）、TMO
対象地域	<ul style="list-style-type: none">■ 中心市街地活性化法第 6 条第 1 項に基づき市町村が定める「中心市街地活性化基本計画」における中心市街地■ 福島県商業まちづくり推進条例に基づいて市町村が策定する「商業まちづくり基本構想」における小売商業施設の誘導を図ることとしている地区
事業内容	特定のテーマによって計画的で魅力ある商店街づくりにつながる商業拠点施設等（空き店舗を再活用するための改装、まちづくりと一体感のある外壁の整備等）に補助
補助対象経費	拠点施設等の取得費、工事費、監理費、設備費（ただし、土地の取得、使用、造成、補償に要する経費、設計調査等にかかる経費は除く。）
補助金額	上限：5,000万円（ただし、予算の範囲内）
補助率	1/2以内
事業の選定	公募された事業の中から、外部有識者等による審査の結果を踏まえ決定（選定ポイント） <ul style="list-style-type: none">● 中心市街地全般について、市町村、TMO等による総合的・長期的なマネジメントが行われ、企画立案及び推進体制の整備されている地域であること。● 事業内容が、地域のまちづくりの方向性に合ったものであり、地域経済への波及効果が見込まれること。● 当該事業が、「中心市街地活性化基本計画」や「商業まちづくり基本構想」の方向性と相反しないよう実施されること。● 地元市町村から、当該事業について賛同する旨の意見書の提出を受けていること。